

平成29年（2017年）9月紀北町議会定例会会議録

第 2 号

招集年月日 平成29年9月5日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 議 平成29年9月12日（火）

応招議員

1番	大西瑞香	2番	原 隆伸
3番	奥村 仁	4番	樋口泰生
5番	太田哲生	6番	瀧本 攻
7番	近澤チヅル	8番	入江康仁
9番	家崎仁行	10番	玉津 充
11番	奥村武生	13番	東 清剛
14番	平野隆久	15番	中津畑正量

不応招議員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	中場 幹
会計管理者	玉津武幸	総務課長	濱田多実博
財政課長	上野和彦	危機管理課長	水谷法夫
企画課長	宮原俊也	税務課長	上村 毅
住民課長	上ノ坊健二	福祉保健課長	中村吉伸
環境管理課長	玉本真也	農林水産課長	武岡芳樹
商工観光課長	石倉充能	建設課長	植地俊文
水道課長	上野隆志	海山総合支所長	玉津裕一
教育長	村島赳郎	学校教育課長	宮本忠宜
生涯学習課長	井土 誠		

職務の為出席者

議会事務局長	脇 俊明	書 記	佐々木 猛
書 記	奥川賀夫	書 記	家倉義光

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

9番 家崎仁行 11番 奥村武生

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

玉津充議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14人であり、定足数に達しております。

玉津充議長

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

なお、朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

まずは、ご報告申し上げます。

本定例会において、6人の議員から一般質問の通告書が提出されました。

一般質問について、日程は3日間を予定していましたが、本日は3人、13日の本会議で3人ということで、2日間で運営をさせていただきたいと思っております。

なお、会議の終了時間でありまして午後5時までに、予定する通告者の質問が終了するような場合においても、その時点で会議を閉じることとしたいと思っておりますので、ご了承ください。

それでは、日程にしたがい議事に入ります。

日程第1

玉津充議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

9番 家崎 仁行君と

11番 奥村 武生君

のご両名を指名します。

日程第2

玉津充議長

次に、日程第2 一般質問を行います。

本件につきましては、会議規則第61条第2項の規定により、通告書は去る9月5日に締切り、既に執行機関に通知済みであります。

本日の質問者は3人とします。

運営については、議員の発言の持ち時間は30分以内とし、持ち時間の残りを残時間表示用のディスプレイ画面で、質問者に対し周知することにします。

質問の方法については、会議規則第50条ただし書きにより、議員の質問はすべて質問席から行うことを許可します。最初に通告したすべての事項について、質問することも可能でありますし、通告した事項について、1項目ずつ質問することも可能であります。

なお、事前に質問の相手を通告してありますが、一般質問の調整も行われていることと思いますので、基本的には町長から答弁していただき、数値的なことや事務の執行状況など、担当課長等の答弁は最小限にとどめていただき、議事の運営にご協力くださいますようお願いいたします。

玉津充議長

それでは、7番 近澤チヅル君の発言を許します。

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

おはようございます。7番 近澤チヅル。

9月議会の一般質問をいたします。

今回は3点について、お伺いいたしますが、まずはじめの質問をし、答えていただき、その後で、2つ、3つと進んでいきたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

まず1番、地域交通について伺います。

はじめに、誰もがいきいきと住み続けられる、地域交通政策づくりについて、お伺いいたします。

この紀北町でも地域の交通は、高齢者の移動の確保だけでなく、生徒児童の安全保障、

地域コミュニティづくり、そして、公共交通を利用できない人たちの外出機会の確保等、全ての地域の全ての方の課題となっております。

紀北町議会におきましても、同僚議員であります中津畑議員が、12月、3月、6月議会と3回も議会に諮ってまいりました。他の議員からの質問もありました。

しかし、町長のお答えは、重要な問題であることは認識している。でも検討させて欲しいというものだったと記憶しております。

しかし、現実には地域の交通を取り巻く状況は、厳しさを増しており、高齢化に対応することも難しくなっているように思います。

そこで、町づくりの土台であり、誰もが元気にいきいきと住み続けられる、紀北町をつくるためには、地域交通の充実こそが重要、喫緊の課題だと思います。町長はいつでも、検討するとおっしゃっていますが、この課題について、どのように認識されているのか、現状をどう思っているのか、改めてお伺いいたします。

2点目といたしましては、交通権の保障を。

交通権について、お伺いいたします。

交通権とは、住民の移動が制約されることで、日常生活、文化的な生活、社会参加が極めて貧困になり、最悪生存権が脅かされる状況となります。国及び自治体は国民・住民の生存を保障する責務を負っており、全ての人に平等に移動を保障する責務を負っているという考え方です。

交通権は現代社会の移動の権利であり、交通権保障は憲法の基本的人権保障、とりわけ第25条、全ての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。この権利に基づくものだと思っております。

この交通権を保障することが、これからの自治体の責務であり、紀北町での課題とも一致すると考えております。町長は交通権保障について、どのようにお考えでしょうか。見解をお伺いします。

3番目といたしまして、介護保険の総合事業での移動外出支援を。

この4月から介護保険の総合事業が始まっておりますが、介護保険の総合事業での移動外出支援について、今年の8月25日、それに関連するものですが、自動車局旅客課長による各地方運輸局自動車交通部長あてに、事務連絡が出されました。

その内容は、営利を目的としない互助による運送のためにNPOが市町村の自動車を利用する場合等の取扱いについてという題がついておりました。

その中でも、高齢運転者による交通事故防止対策に対する関係閣僚会議が、昨年11月に行われ、緊急に検討すべき課題の1つとして、自動車の運転に不安を感じる高齢者の移動手段などの確保など、社会全体で高齢者の生活をささえる体制の整備を着実に進めることが掲げられました。

本年6月には、検討会の中間とりまとめが出され、その中で、次期介護保険事業計画の策定スケジュールを踏まえ、訪問型サービスDによる移動、外出支援のための具体化すべき事項が出された。このように書かれております。

国でさえ、こういう文書を出しております。そのために、ボランティアでの輸送を可能にするために、必要な事項が細かく、また出されております。これらを踏まえ、介護保険の総合事業における訪問型サービスDによって、その支援が可能になることから、来年4月に控えている次期介護保険事業計画に、それを盛り込むべき、町民の力を引き出すべきだと考えておりますが、どのようにお考えなのか、お伺いいたします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さんおはようございます。

それでは、近澤議員のご質問に、お答えをさせていただきます。

まず地域交通についてということでございますね。鉄道やバスなどの地域の公共交通は、地域住民の皆さんにとって、特に子どもたちやお年寄りなどの、移動手段をお持ちでない方々にとりましては、通学や通院、買い物などに貴重な移動手段でございまして、生活に欠かせないものであると認識しているところでございます。

しかしながら、マイカーの普及に加えて、過疎化の進行などによりまして、公共交通の利用者は減少の一途をたどりまして、路線の廃止による交通空白地の増加や、運行本数の減少等による利便性の低下など、地域公共交通を取り巻く環境は、非常に厳しい状態となっております。

このような状況の中、紀北町地域公共交通会議を設置いたしまして、公共交通について、協議するとともに、路線バスの維持・確保を目的とする補助金や、廃止代替バスの運行、乗降調査等の利用実態調査の実施など、運行路線や運行本数の維持・確保に取り組むとともに、いこかバスの運行など、交通空白地の対策に努力しているところでございます。

交通権ということなんですが、交通権につきましては、議員もおっしゃられましたが、

交通に関する安全性や利便性の確保、文化的機会の享受や環境保全など含む、幅広い概念として提唱されているところでございます。交通権と言われます基本概念の交通の安全性や利便性を確保することが重要であると考えますし、その結果として、文化的機会が享受できたり、環境保全に貢献したりするものと考えております。

総合事業での移動外出支援ということで、サービスDのお話がありました。

介護保険事業計画は、第6期から地域包括ケア計画として位置づけて、平成37年度までの各計画期間を通じて、地域包括ケアシステムを段階的に構築することといたしております。地域包括ケアシステムは、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が、包括的に確保される体制でございます。

議員のご提案の総合事業、訪問型サービスDは、既に第6期介護保険事業計画から盛り込まれているところでございます。今後は高齢者の生活支援ニーズが多様でありまして、地域のさまざまな住民、団体等の協力をいただきながら、地域づくりの観点で検討することだと考えております。

以上です。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

2回目の質問に入っていきたいと思います。

まず1番なんですけれども、現状について、詳しい説明がありました。改めて伺います。高齢者がいきいき元気に暮らせる高齢者に優しいまちづくりは、誰もがいきいきと元気に暮らせるまちづくりにつながるものと思っております。

町長は総合計画においても、元気と言っておられますが、高齢者が普通に元気に暮らせる、元気に普通に暮らせる。紀北町に住んで良かったという声、喜びをつくっていくのが、自治体の責務だと思いますが、いかがでしょうか、お答え願います。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるようになりますね、元気で移動などもですね、しっかりとできるような、そういうまちづくりをすべきだと思っております。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

それでは、元気に、やるというところをいただきましたので、その具体的な方法などについて質問いたします。

民間事業者は、高齢者の運転免許返納に対する制度をスタートさせ、この4月から行われております。本年3月から三重交通が制度をスタートさせました。そこで、私の知人である他の町の議員ですが、三重交通営業課に尋ねられた資料がありましたので、いただいてまいりました。

毎月1回の利用調査で、三重県内では1日170件ほどの利用があるとのこと。つまり1カ月に県内バス路線での利用が5,000件程度です。これが多いか少ないか、難しい問題だと思いますが、また警察庁によれば、平成28年度の運転免許の自主返納者は34万5,000件、そのうち75歳以上が16万2,300件、10年前と比べると、20倍の返納で、三重県ではどうでしょうか。

三重県内の報告では、平成26年度860人だったのが、平成28年度には、1,782人と2倍に増えております。また、国会においても、平成27年6月、交通法改正の際、自主返納の理由で、自動車運転できない高齢者の移動の確保については、地方自治体とも連携しながら、中長期的な視点も含め、適切に対策を講じていくこととの付帯決議もなされているところ です。

高齢者の移動手段、デマンド交通も以前のあれで、検討したとおっしゃっていましたが、既存のバス路線の存続維持のためには、乗車を増やすことが、不可欠だと思っております。現の副町長も以前、議会の答弁の中で、まずバスに乗ってください。そういうことを訴えておられました。

しかし、ただバスに乗っていただきたいといっているだけでは、乗車数を増やすことはできないと思います。既存バスの乗車増について、町としてどのような政策をお持ちですか。また見解をお伺いいたします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今ですね、お話にありました、既存のバスのお話をさせていただければよろしいですか。

既存のバスですね、今、尾鷲・長島線及び島勝線ですね、こういったものが利用され、利用促進対策路線という形になっております。それは、利用者が減ってきて、このままだと廃止になるよということなんで、今、議員おっしゃるようにですね、乗っていただく方を増やす手立てをしなければいけないと思っております。

そういう中で、29年からですね、運転免許の経歴証明書を出していただく手数料を千円、こちらで持たせていただいたりですね、三重交通さんが運賃半額と、そういうような形でさせていただいております。これはいこかバスでも同じなんですけども、そういうことで、熊野古道カードも使っていただくと、いこかバスも半額、そういうふうな形になっております。

ですから、我々としてはですね、いろいろな手段を講じて、そのバス路線に乗っていただいて、これをずっと今、極端に言えば、約11万人が使っていただいております。

ですから、そういう大事な路線なんで、守っていかなければいけないと思っております。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

他の民間のこととか、いろいろおっしゃっていただきました。やっぱり行政も乗ってくださいと言うだけでなく、免許証返納は返納された方にしか、利益っていうんですか、それがありませんので、全ての高齢者の方にですね、そういう利益がいくように、高齢者の移動支援をする、シルバーパスの発行が、私は何よりも必要ではないかなと思います。

紀北町地域公共交通網形成計画の課題の中で、利用しやすい新たな運賃体系の検討の中にも、計画は紀北町は持つておられるんですよ。運賃体系を見直し、町内一運賃体系や町内同一運賃体系や、高齢者に対する割引制度を検討する必要があるという計画を持つておられます。

この公共交通計画網は、本当に素晴らしいものだと思います。職員の皆さんが英知を結集してつくられた計画ですので、是非これを現実の政策に実行していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ちょっと計画は長いので、網計画とお話させていただきます。

公共交通会議ですね、専門家がタクシーの運行会社、三重交通さん、陸運局、そういう方がたくさん入っていただいてやっております。そういう中で、いろいろな制度がございまして、お互いですね、タクシーさん、バスさん、そういったもののそれぞれのやっぱり営業をやっていく上でのこともございます。いこかバスも、だからあえて空白地帯をやっているわけなんですよ。

そういうものも含めてですね、議員おっしゃるように、その点に関してはですね、いろいろ手段を考えていかなければいけないと思います。また、タクシーをですね、今、こちらへ来ていただけないかというようなお話も交渉しております。そういう中で、移動手段を持たない方に限りとかですね、やっぱり高齢者に限りとか、いろいろな制限をつけながらですね、うちご存知のように、42%を超えていますので、高齢化、65歳全部をと、お車をお持ちの方、親戚の方に送っていただける方、そういう方もですね、いろいろと絞りながら、どうやって、そういう移動手段を得づらい方に、どういう補助なりさせていただくかというのを、今、一生懸命考えております。

ただ、議員おっしゃるように、いろいろな団体もございまして、そういう関係も整理しながら進めておりますので、議員おっしゃるように、同僚議員もですね、質問していただいたように、なかなか思うように進んでないのも事実でございます。

ただ、頭の中には、常にそのことは入っておりますので、頑張っていきたいなと思っております。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

それをするために、私、シルバーパスということをお尋ねしたんですけど、それについては、検討されますか。お答えください。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それも含めてですね、検討させていただきたいと思います。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

それらを実行するには、職員の方の英知も必要ですけど、何よりも予算が必要だと思います。南伊勢町はデマンドバスや町営バスなど、2億円の予算を付けております。紀北町の公共交通に対する予算は、おいくらですか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そうですね、特に南伊勢さんなんかはですね、他の交通手段がないという部分もございまして、そういう大きな予算も付けております。我々もですね、自分たちの町で、できる範囲の予算はですね、予算化も含めて考えていきたいと思っております。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

予算化も含めて考えていきたい、そういう答弁をいただきました。是非そのことが一番だと思っております。お願いしたいと思っております。

2番目の交通権の保障についてですね、同じような考えをお持ちだとは思いますが、これについても、全ての皆さんの交通の手段と考えると、公共交通条例を、交通権を保障することを含めた、公共交通条例制定が必要ではないかと思っておりますが、計画はありますけど、紀北町には条例がないと伺っております。

是非、条例もつくって、その実践の一步にさせていただきたいと思っておりますが、いかがですか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

我々もですね、公共交通会議で、一生懸命取り組んでおりますので、そういう条例とかにしてもですね、我々でつくる中でやりますので、条例がなくても、思いがあれば、そういうことでやっていけるんじゃないかなと思っております。今のところ条例の検討には入っておりません。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

是非、条例の制定に、これから進んでいっていただきたい。その要望をいたします。

3点目にいたしましたは、私は入ってないと思ひまして、質問いたしました。本当に6期の中に入っていたということで、紀北広域連合は進んでいるんだなということ、再認識させていただきました。

でも、やはり計画にあっても、計画の中には入っているけど、実行はされておられませんので、次期の7期ではですね、是非このことについても、高齢者の皆さんの地域を良くしていきたい、そういう願いを引き出していただき、そのためにも是非、計画だけでなく、実行していただきたい、そのことをお願いしたいと思ひます。

また、現に福祉課のほうへですね、自分たちでこういうことをやりたい、そういうことをおっしゃって、福祉課を訪ねた方もおられます。もう出ております。どうぞ真摯に皆さんの声を聞いていただきたいと思ひます。

交通は、人と人との交通を図り、移動の確保だけでなく、コミュニティを豊かにします。つまり地域交通政策がめざすものは、安心して暮らせる地域社会、持続可能社会の実現にあると申し上げて、私の1つ目の質問を終わります。

続きまして、2つ目の質問に移らせていただきます。

上里地区汚染土壌処理施設について、質問をいたします。

まず事業撤退報告書について、9月1日付けで、株式会社ソイルテックジャパンにより、事業撤退報告書が提出されました。それによって撤退が、完全に撤退が実現いたしました。本当に嬉しいことだと思っております。これまで地域住民にとっては、寝耳に水の事業開始によって、水源地が汚染されるかもしれないということから、水源地を守る会が設立され、反対運動が起こるなど、さまざまな出来事がありました。

しかし、この報告書の中で、町長、安全撤退をするという、その中で、紀北町長様の意見を聞かせて頂き、これ以上、当社の事業で紀北町の皆様にご迷惑をおかけすることが心苦しく、撤退を決意したとの文言がありました。

町長は、これまでこれらの事業に関する、私の12月議会の一般質問でも、事業者とは直接関わっていないとか、会ったことがないとかというような、消極的な発言を繰り返しておられましたが、ここにきて業者との意見交換を行い、それが業者に事業を撤退させる一端になったようです。

一体、どのようなお話をされたのか、質問いたします。

2. 今、町長としてなすべき事とは。汚染土壌施設に関する事業撤退について、町長は新聞報道によりますと、安堵したと述べられております。確かにさまざまな訴訟などが、行われる可能性がなくなり、本当に安堵するに値するわけでした。

でも、町民の運動、自分たちが住んでいる地域に危険な施設はいらない。命を守らなくてはならないという強い思いが、これらを進めたと思っております。水源地区が危険であるのに、以前、出されました河内の方の皆さんの、汚染土壌処理施設建設反対決議にありますように、その計画を知っていたのは、県と町であり、まったく知らなかったのは、知らされていなかったのは、地元住民でした。

このようなことが許されていいものかどうかという叫びにあるように、町民を置き去りにしたままの町の対応に、翻弄される結果となった、地域住民の皆さんにとって、この撤退が決まるまで、安堵することはできないものであったと思います。

今回、町長は安堵したとおっしゃっていますが、その前に、町民の皆様に対して、することがあるのではないかと思います。何よりも今後のために、反省すべきこともあると思いますが、町長はどのように思われますか、見解をお伺いいたします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、質問の2つ目、汚染土壌処理施設について、お答えをさせていただきます。

まずですね、8月2日、ソイルさんが、紀北町を訪れて、ソイルテックですね、名前を言ってもいいのかな。事業者がですね、訪れていただきました。

それで、我々といたしましてはですね、この事業者が事業撤退報告書の中で、町長の意見を聞きと書いてあるんですが、このことについてはですね、その8月2日に会った時のことを言うのか、議会でもですね、いろいろ皆さんのご質問に答えたりもしてるんで、その報道も事業者の方は、ご存知だと思うんで、どの部分を事業者が私の意見と捉えたのかは、正確にはわかりませんが、8月2日のお話をさせていただきたいと思います。

8月2日はですね、訪れていただきました。その時、訪れたのは、向こうからのアポ、予定をとってくださいということで、私がお会いしました。それで、住民の皆さんにご迷惑をかけたというようなお話があつてですね、そういう中で、私は住民の皆さんの今の思い、海山地区全部が、全区長がですね、決議したり、署名とったり、守る会の皆さんが、こんだけ頑張っていますと。

だから、この気持ちをわかってあげてくださいと。それとですね、共に私の意見も、申し訳ないですけど、事業者、こういう事業が紀北町で行われることは、私としても望みませんと。だから、事業撤退していただければ、ありがたいですというようなお話をね、させていただきました。

それと、町長がなすべきことということで、どうも今ちょっとお話を聞いていて、時系列がどうなのかなという話なんですけど、9月1日のお話だとは思うんですよね。安堵したという新聞の日ですよ。

ですから、この安堵したというものはですね、まずに1時半に事業者さんが訪れました。そして、3時過ぎに、守る会の皆さんにご連絡をとってですね、3時過ぎに、守る会の皆さんとお会いをさせていただきました。

そして、5時に、記者の皆さんに、この後からお話するんですが、このことについて、もしお尋ねしたいことがあったら、5時に町のほうに来てくださいというお話をさせていただきました。

まずこの時系列だけ先に言うておきます。

そしてですね、事業撤退報告書を、その1時半に受けました。それで、議員の皆さんやお世話になった方々に、ただちにご報告できるような、もしもこういうお答えであれば、こうしようということですね、いろいろとして段取りをさせていただきました。

そして、一番ご苦勞をおかけしたですね、船津川を守る会の皆さんにですね、直接お会いして、報告をさせていただき、感謝と御礼を申し上げました。

そして、住民の皆様にも、大変ご心配をおかけいたしておりますので、事業撤退と口頭ですが、訴訟しないというようなお話をいただいたんで、即刻、報道機関に事業撤退の案内文書ですか、届いた文書を送らせていただきました、ファックスで。

そして、報道機関を通じることによって、住民の皆さんに、新聞に載るように工夫をさせていただきました。

これら全てですね、住民の皆さんのお陰と考えておまして、その直接お会いしたのは、3時過ぎなんですけども、守る会の皆さん、それからですね、その会の中のお一人が、今、自治会連合会の会長でございますので、海山地区のね。その方にも、自治会連合会の会長さんとして、ありがとうございましたという御礼をですね、申し上げまして、それから行政として最も重要な会議であります、この本会議の冒頭で真っ先に、議員の皆さんはじめ町民の皆さんに心から御礼を申し上げ、感謝を申し上げたところでございます。

以上です。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

まず1点目から、町長は申し訳ないけども、この事業は望みませんというお話をされたということですが、他にはそれ以外にありませんでしたか。

例えば、水を守る会の人たちが、事業者の方と会った時には、跡地のことについて、知恵を貸してほしいというお話があったと伺っておりますが、そのようなお話は、町に対してはなかったのでしょうか、お伺いいたします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

その時点では、後日、8月2日の話ですね。後日、会社としての意思を決定して、文書で提出するというお話でしたので、そういった話までは及んでおりません。8月2日はね。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

9月1日では、どうでしたでしょうか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

事業撤退報告書をですね、いただいた時は、確認事項を4点ほどさせていただきました。1点はですね、訴訟提起はないのですかということですね、そういうお言葉をいただいたんですが、これら4つはですね、再度ということです。その確認をさせていただきました。

それから、今後の土地施設の活用及び転売等、そういったものを決定する際には、紀北町に相談をしてくださいというお願いをいたしました。

それから、紀北町が施設へ立ち入ることの許可ですね、これを依頼申し上げました。立ち入るとするのは、今、どういう状態とかがですね、そういうことも確認するためにも、他人の土地なんで勝手に入れませんので、そういう確認をさせていただきました。

それからですね、規制対象事業場、対象事業場ではなくなったわけなんで、事業撤退報告書ということで、もしも今、不完全な状態である建物でございますので、それを安全性確保のために、もし工事をするのであれば、地元住民に十分な説明をした上で、進めてくださいということで、守る会の皆さんも、業者に対して、そういうお話もさせていただいたと伺っております。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

4つのお話をさせていただいたということですが、一番心配なところは、訴訟はないというところが、口頭ではそういうお話をされたということですが、もうこのような大切なことを、文書でいただくのが、一番固いことかなと思いますけれども、そういうような文書は多分なかったのだと思いますけど、そういう要求はされませんでしたか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

さすがにですね、口頭が精一杯でございました。事業撤退と、我々の本来の目的が解消されたこと。それからですね、一応職員も、私のみならず、いろいろな方がね、職員もいる中での発言でございますので、さすがにですね、そこまで文書ということは、言えなかったですけども、証人というか、そういう人たちは何人が入っておりますんで、そのところはですね、信じるしかないなと思っております。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

私はやっぱり文書にしておくべきではなかったかなと思います。

そして、証人の方が、他の方がおられたということですが、わかる範囲で、どの方が同席されたのか、おっしゃられる、規定があるかもしれませんが、どなたがおられたのか、お伺いいたします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

我々お話をさせていただいた時は、向こうの事業者と我々と職員でございました。

そして、その後ですね、事業者の方と守る会の方が、お話をさせていただいて、そして、その後、守る会ともお話ししました。その段階ではですね、いわゆる事業者のほうも、守る会のほうに、そういったお話をしたと伺っております。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

その文書化されなかったというところが、非常に残念です。

そして、2つ目の質問、今、町長がなされるべきというところで、いろいろ詳しくお話をさせていただきましたが、感謝や御礼を、たくさんの中で述べておられますけれども、一番心配やった、上里住民の皆さんのところには伺っておりません。是非、伺って報告をしていただきたい、そう思いますけれども、そのようなご予定はありませんか。テレビや新聞などでは、全てのところには伝わらないと思いますが。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

守る会の皆さんとですね、しっかりお話をさせていただいて、御礼を申し上げておりますんで、守る会の皆さんもですね、既にそういう文書も出していただいております。ですから、我々としては団体の皆さんとお話するという話で、本来ならですね、事業撤退とか、そういう話は、我々の口からではなしに、業者がするべきではないかなと思うぐらいのことでなんで、我々というよりも、やっぱり我々は代表者の皆さんと、規制対象事業場となった時ですね、今後の対応について、いろいろとお話をさせていただいておりますし、守る会の皆様、それからですね、自治会連合会の会長さんがいらっしゃいましたので、そういうことで守る会さんのほうから、文書を出すというお話でございましたので、それではよろしく願いますという話をさせていただきました。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

やはり業者でなく、自治体の長がお話していくほど、重大な問題だったと思います。この撤退書をいただいた時に、上里区長は区内の放送でですね、災害などする、区内用のあ

れですけど、全区民の皆様へすぐお知らせしました。それぐらい大きい問題だったんですね。是非そのところも、また考えの中に入れていただきたいと思います。

そして、やはり私、初めに言いましたように、初めに、町民の皆さんに対して、知らされなかったことについて、12月議会で守秘義務とか、公正中立とか、立場を理解してくださいというお話がありましたが、そのところは今でも、地域住民の皆さんは、町長のその言葉を、守秘義務ですか、理解してないように思いますが、そのところの考えは、まだお変わりではありませんか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そのお話をする時にですね、私、お話させていただいたと思う、以前の損害賠償とか、弁護士に相談したり、いろいろなことをさせていただいた上で、行政としてのいろいろなやり方をですね、やってきました。住民の皆さん、審議会の皆さん、それから行政、そういったもの、それぞれの進むべき道が、いろいろあるかと思います。

1つ例をあげますと、以前ですね、紀北町、紀伊長島町時代にあったですね、損害賠償の訴訟がございましたね。あの訴訟自体がですね、水道水源の枯渇、そういう問題で、規制対象にして争ったんですよ。ただ、最高裁の判決は、行政行為において敗訴したんです。それはですね、配慮が足らなかったよということなんで、そういった行政行為が引き金で、せつかく規制対象にしたものを、負けてしまう、そういうこともあります。

それから、関東のほうでのある大きな市なんですけど、それも条例で止めました。それが条例で止めたんですけども、その市長がですね、職務上、知り得たことをお話して、それが敗訴の原因の1つになっているんです。

だから、我々は先ほども申し上げたように、いろいろなことを考えながらやってきたんで、そういう意味では、町民の皆さん、守る会の皆さん、こういったことをですね、しっかり伝えられなかった点はですね、お詫びしたいなと思います。ただ、我々の行政行為を、やってきたこと自体は、そういう先々のことも考えてのことなんで、未だに上里の皆さんや、そういった方にご迷惑をかけた部分はございます。

それは、正確に伝えられなかったという思いのお詫びは十分させていただきたいと思いますが、行政行為そのものはですね、大変慎重にしないと、行政不服審査、それから行政訴訟、それから損害賠償、こういうものに関わってきます。私、町長になってから4

つ裁判やってきましたんで、行政行為、行うこと自体で、その裁判に負けるということがありますので、そういうことも配慮してやってきたつもりです。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

住民の方にちゃんと伝えることができなかったということは、お詫びしたいと思いますというお言葉がありました。是非、今のお言葉を、地域住民の皆様に返していただきたいと思います。それでこそ終了する、この事件が終了するのだと、私は申し上げたいと思います。

よろしく、住民の皆さんに、その点、よろしくお伝えください。具体的に考えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

住民の皆さんのね、代表、議会ですよ。その一番重い場所で、お伝えさせていただいておりますので、テレビのほうも映っておりますので、その点に関しては、我々としても行政の立場上、いろいろとお話をするのができなかったこともございました。それについては、この議会という場でお詫びを申し上げます。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

ここは議場ですけれども、地域住民にとっては命の水に関わることだったので、議場だけでなく、行政報告とか、そういう上里の地へ出向いていただきたい。そのことを最後にまた申しまして、次の質問に、時間もありませんので、そこのお答えはどうか。あと9分ありました。再度お尋ねいたします。是非、住民の方の、地元へ出向いていただきたいと思います。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

この問題はですね、上里のみならず海山地区、それで紀北町の問題でございますので、

紀北町の重要な決定をする、この議会の場で、そういった思いを届けさせていただいたということですが。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

その部分は、本当に非常に残念です。是非、これからも少しでも検討する余地の、頭の中に入れていただきたい、そのことをお願いして、次の質問に入ります。

3番、子どもの医療費窓口無料について、質問をいたします。

私は、初めて議員になった時から、子どもの医療費の年齢拡大と、窓口無料化をセットにして、何回か議会で質問させていただきました。前回は質問いたしましたが、前回の質問です、町長は積極的に従いたいが、県が行うべきなので、県に意見をあげておく。県が行うべきだと答えられておりました。その一面も十分あります。

でも、9月6日付け、新聞報道にもありました。9月5日付けで、2018年、来年の9月から近隣の市町である伊勢市をはじめ、玉城町、南伊勢町、度会町、大紀町でも、就学前までの窓口負担をなくす、現物支給への変更をするとの新聞報道がありました。この5市町は、いずれも伊勢地域の医師会が担当する地域の市町であり、医師会単位で市町が足並みをそろえて、導入することは県下初のものです。

県内では、今年4月から既に3歳までですが、鈴鹿市が導入し、来年4月からは四日市市、伊賀市、名張も導入予定です。そして、亀山市と志摩市では、来年9月からの導入が決定しております。伊勢市の市長も、県内の全市町と一緒に導入するのが望ましい。県の取り組みに期待したい。町長と同じ思いを語っておられました、先日の記者会見で。

でも、1市4町での子どもの窓口無料の実行を決断いたしました。紀北町でもこの流れに沿って、現在は県が行うべきとしながらですが、是非、東紀州に窓口無料を呼びかけていただきたい。それにはまず紀北町で、実施をすべきだと思いますが、お考えをお伺いいたします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、子ども医療費の窓口無料化について、お答えをいたします。

先の議会でも申し上げましたが、少子高齢化が急速に進む紀北町にとりましては、子ども

今ですね、言おうとしていたのが、足並みのそろってない。例えばですね、ある市町だと0歳から3歳まで、それで未就児までとか、いろいろと違います。それと、そこからですね、払い戻しの方法も違います。国保とか、そういったそこでも、県のほうもこういう違うシステムでやられると、いろいろ国保運営のこともあります。いろいろなほかのことも、けんぽとか、そういうものもございまして、私としたり制度をつくる上で、やっていくことは大事やと思っているんですけど、窓口無料、ただですね、医療圏の問題もございまして。先ほど言った4つの町というのは、伊勢市のある大きな病院を中心に、2次、3次の医療が確立されております。

ですから、我々は紀南の部分、紀北の部分とございまして。それで紀北は尾鷲市、それから松阪近辺とかありますよね。そこでシステムがバラバラですと、なかなかこの町へ行って難しいよとか、まず医師会ですね、そういった連携をとれるのかという問題もあります。

ですから医療圏が一緒、例えば紀南さんで、ここからここですよ。しかし、新宮へ行きますよ。そういうことになるとですね、大変難しい問題もありますので、そこらを解決しながら、私は無料化に向けていきたいと。

ですから、東紀州で先駆けてとおっしゃったんですけども、するのなら尾鷲病院の病院圏、尾鷲の医師会を巻き込んでですね、やらなければ1つの町だけでも、それは医師会単位で最低でも動かなければいけないと思いますので、そういうことも含めてね、勉強させていただきます。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

5市町も医師会を巻き込んで、これが実現したわけですから、今、町長も尾鷲市と一緒にやっていくために、医師会との連携も考えていきたいというお話でした。是非、医師会のほうにですね、現実に働きかけていただきたいと思います。

この問題は、もちろん行政が頑張る、他の問題でもそうですけれども、行政だけでは進んでこなかったと思うんですね。市民、町民、県民の皆さん、そして若いお母さん方、病気で病院へ連れていきたいという親はいないと思うんです。私も子育て中、母親大会の健康賞で、県の職員の皆さんに、そのことを訴えてきました、子育て中。

そして、先日9月8日には、福祉医療、子ども、一人親、障がい者、窓口無料化を求め

る会の皆さんとか、新婦人の皆さんが知事との懇談がありましたので、出席されたのは副知事でしたが、私もそこに同席いたしまして、皆さんとともに、その思いを伝えてまいりました。是非、町民のほうもですね、頑張っておられます。そして、どういうことを訴えてこられたかと言いますと、福祉医療、子ども、一人親、障がい者の窓口無料をしてください。2. 国のペナルティは廃止された子ども医療費就学前については、窓口無料を早急に実施してください。

そして、県は窓口無料を先行して実施した自治体に対して、医療費増加分の県負担をすると、今、町長お話の中にはなかったんですけど、イクメン知事といいながら、そんなペナルティも実施、町民の要求に基づいた自治体に対して、県の負担をするということも、ペナルティを課すということも言っておりますので、そういうことはやめてほしいということ、私も言っております。こここのところですね、是非、町長として、声をあげていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

県はやっぱり増えることがあれなんで、県の負担分をペナルティとするとかね、いろいろなお話しています。ですから、我々としては、そういうことも含めてなんですけども、県でシステムをつくってくれ、そういうペナルティをやめてくださいというお願いをやるべきだと思うんですよね。

ですから、それは継続してやっていきます。ここでも0歳から3歳、0歳から6歳とかですね、どこまでなのという話だと思うんです、これね。だから、例えば未就学児までとかいうことを、きっちり線を引いていただいて、それへ取り組んでいく。

それで三重県全体の医師会がまとまって、県の姿勢もまとまれば、これはこういった言えばバラバラの制度をつくらなくていいわけなんですよ。だから、我々としてはですね、特に医療圏が町内ではなしに、町外へ、松阪や伊勢やそういうところへ行かなければいけないです、我々の地域はね。だから、してくださいよとお願いしてますんで、おっしゃるように、議員のおっしゃったことも、どんどん県のほうにはですね、伝えていきたいなと思います。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

是非伝えていただきたいと思います。この夏前ですね、障がい者をお持ちの、若いお母さんたちと話すことができました。その中で、町も要望を聞いていただいて、早急に問題解決に動いていただいた部分もあったことは評価したいと思うんです。

そして、その中で、やっぱり給料日前になると、子どもが熱出ても、財布みて、ああこれやったら医者へ行けんと、現実に行けなんだというお話をされておりました。そして、行っても財布のお金が足りないので、どうしよう、ああ知り合いがおる、ちょっと貸して、こういう経験もした、是非、窓口無料をしてほしいという声を、たくさん聞いております。そのことを胸におさめていただいて、これについても全力で頑張りたい、そのことを申し上げまして、あと30秒残っておりますけれども、私の質問を終わらせていただきます。

玉津充議長

これで、近澤チヅル君の質問を終わります。

玉津充議長

ここで、暫時休憩とします。10時50分まで休憩とします。

(午前 10時 28分)

玉津充議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 50分)

玉津充議長

次に、1番 大西瑞香君の発言を許します。

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

では、議長の許可を得ましたので、一般質問を始めさせていただきます。

今回は、大きく3点について、質問させていただきます。

1. 土砂対策について、2. 危機管理体制について、3. 成年後見制度について、質問させていただきます。

1点ずつ、一問一答形式で行いますので、よろしくお願いします。

では、1. 土砂対策について、質問いたします。

近年、想定外と言われる災害の発生により、想像を超える被害が各地で発生しております。当町も平成16年9月に発生した台風21号により、甚大な被害を受け、多くの町民の皆様が命懸けの苦しい体験を乗り越えてきました。

現在、町内には県外から、大量の土砂が運び込まれています。ダンプカーが行き交い、毎日、山積みになっていく状況を見ているしかない住民からは、土砂の運搬はいつまで続くのか、大雨が降った時は大丈夫なのか、どんな土砂なのか。多くの疑問、不安の声があがっております。

1. 町外から運搬されている土砂の状況把握、懸念される被害と対応について、お伺いをいたします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それではですね、1問目の土砂対策についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘の土砂につきましては、国、県、町等で発生している公共事業の残土ではない土砂と受け止めますが、町内には6カ所ほど置かれていると思います。このような土砂につきましては、一概に全てがそうだとは決めつけることができませんが、長島港や尾鷲港に荷揚げされた土砂を運搬し、置いていると考えられます。

港湾施設に荷揚げされる土砂につきましては、港湾施設の利用者が、尾鷲建設事務所に使用期間、貨物の種類、数量などを記載した使用申請書を提出し、許可を得まして、土砂の荷揚げを行っていると同っております。

町といたしましては、港湾施設に荷揚げしている土砂に関し、種類、数量などを県を通じて把握するように努めているところでございます。

また、尾鷲建設事務所では、使用者に港湾施設の許可をするにあたり、特記事項として、発生元情報、土壌等成分分析表などの提出を求めていると、県より伺っております。現在、民間事業者が民有地に置いている場所の土砂の数量、搬入期間などの把握については、荷

揚げ後、土砂の搬入先、数量、期間を県や町等に報告する義務がないため、把握することができておりません。

懸念される被害といたしましては、豪雨時の土砂流出、強風時の飛散などが懸念されると思います。対応といたしましては、道路、河川などに土砂が流出した場合は、管理者が当該地権者、搬入業者に指導することは可能と考えますが、民有地の場合は、なかなか難しい状況であると考えます。

町内に持ち込まれる残土の問題は、特に注視していくべき事案であると考えております。

以上です。

玉津充議長

大西瑞香君。

1 番 大西瑞香議員

住民の皆様にとっては、やっぱり何の情報もないというのが、多くの不安であり、情報がないために、想像するしかないということで、ますます不安が募る一方の生活を送っていると思われまます。

今、町長からいくつかの答弁をいただきましたけれども、県のほうでは、港湾での使用許可の時に、いくつかの成分分析等の書類をもらっているということですが、これは県の任意での書類であると思います。これに関しては、県に開示請求をすれば、誰でも得れるわけですが、個人的には開示請求をして、内容を見れるわけですが、町としましては、その不安を少しでも払拭するために、この情報を得るためには、この開示請求しかないのでしょうか。ちょっとその点についてお聞きします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

おっしゃるとおりです。

玉津充議長

大西瑞香君。

1 番 大西瑞香議員

町のほうもその内容については、既に把握をされているんだと思いますけれども、この県外から運ばれている土砂が、今、6カ所ほどということをお聞きしました。ちょっとこの場所について、わかっていれば、どこということをお答えいただけますか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

場所につきましてはですね、三浦地区、長島加田地区、東長島高速インター付近2カ所、国道42号荷坂峠付近、一般国道260号大紀町との境付近でございます。

玉津充議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

民地ということで、なかなか町のほうでは、その情報を得ることが、何かあった時に、伝えることが、取り締まりをすることができないというお話でありましたけれども、町ではできることはあるのではないかと思います。

この場所に関して見まわりといたしますか、そういうことも含めて、今、行政としてできることは、何があるのか、ちょっとこの点について、町長にお伺いしたいと思います。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まずですね、県へ開示請求をしまして、それがどこから運ばれたかとか、成分分析表をいただいたりですね、それが持ち込まれたものが安全なのかどうか、そういう確認とですね、今、議員がおっしゃったように、見て回って大丈夫なのかと、何か異変はないのかということですね、調べたりできると思います。

玉津充議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

この町長の見まわりは、どういう機関で見回ると、そういうことはもうお決めになっていきますか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そういうふうに定期的に行くとかはないですが、やっぱり雨が降ったりですね、そういう時などどういう状況かと、以前もですね、インター近くのところで、NEXCOさんの

柵が壊れてましたんで、そういったものもですね、当事者そのものもいろいろと見ているのではないかと思います。

玉津充議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

6カ所ほどの土砂が山積みされているところですけども、やはりこの場所というのは、決められています、この大きさというのは。そうすると、どんどん上に積まれていくわけですけども、砂防区域であるとか、隣地開発などの場合は、土砂の勾配も規定をされています。

しかし、これについては、山積みされても規定はないということで、大雨が降った時に、やはり流出するとか、民家の方に迷惑がかかる、大変な被害になるということは、やはり想像できるわけです。

町長もこの懸念される被害について、もう少しちょっと不安を持っていることがありましたら、お聞きしたいと思います。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

やはり今、議員がおっしゃったようにですね、道路、建物、そういったもの、また側溝等にですね、そういった泥等、水路等にですね、流れ込まないかということがですね、不安でございます。

玉津充議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

県が任意で業者に、書類を提出させるようになったのも、町の働きかけかと思っておりますが、そう理解してよろしいのでしょうか。それとも県独自の取り組みなんのでしょうか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これはですね、尾鷲建設事務所のほうで、そのように業者のほうにお願いをしていると伺っております。

玉津充議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

町長はですね、以前、県のほうで条例をつくってはどうかという要望もさせてもらっているというお話を聞きましたので、これに対しても、町からの要望があり、県が動いてくれたのかなと、ちょっと想像していたんですけども、県独自ということで、それであっても、任意での書類を取ることができるということは、進展があったのではないかとは思っています。

尾鷲港、名倉についても、やはり特殊物資の港区ということで、やっぱり土砂も運ばれていると思いますが、ちょっとその点について、ちょっとわかりやすく説明をしていただきたいと思います。特殊物資の港区ということに関しまして。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当からでもよろしいでしょうか。

玉津充議長

植地建設課長。

植地俊文建設課長

先ほどおっしゃられました特殊物資港区の扱いなんですけども、三重県知事が港湾法によりまして指定することができます。それで、今、野積み場というんか、土砂を揚げている野積み場なんですけども、それは特殊物資港区となっております。

特殊物資港区とは、石炭や鉱石その他ばら積みを通例とする物資を取り扱わせることを目的とする区域となっていて、荷揚げする土砂について、特殊物資港区の間で荷揚げすることは、指定されておるエリアですので、そういう取り扱いの中で、荷揚げがされているということでございます。

玉津充議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

やはり名倉というのも、やっぱり昔から材木が、やっぱり運ばれたりという、そういう港でしたので、やはりこういう特殊物資の港区になっているんだと思いますが、ここにこ

の名倉については、2つの業者が運び込んでいるということをお聞きしているんですけども、この業者については、私、今ちょっと言わせていただいた情報は、町としても同じように情報を持ってみえるのでしょうか、2業者で正しいのでしょうか。

玉津充議長

植地建設課長。

植地俊文建設課長

長島港の名倉のところの野積み場を使用している業者なんですけども、4業者ございまして、土砂を荷揚げしている業者が、議員おっしゃるように2業者です。それで海産物を取り扱っている業者が2業者、合計4業者と、今のところなっております。

以上です。

玉津充議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

いろいろ町長のほうからも、答弁をいただきましたが、なかなかこの土砂の対策について、取り締まる方法がないというのが、本当に私自身も不安であり、今も和歌山、奈良方面で、大雨が降っていますけれども、今どの地域でこういう懸念される情報、大雨の被害があるかもわからないことにつきまして、やはり町長は県に条例をつくってほしいと要望をされていますけれども、私も専門的な職員を抱える県が条例をつくるべきだと思っています。

この件に関しまして、町長のお考えは変わりないのでしょうか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

我々は以前も申し上げたように、県のほうへですね、そういうお願いをしておりますし、以前も申し上げたんですが、これもそういう条例をつくってくださいという請願もですね、県のほうで採択されております。

しかしながら、残土に関してですね、特に法的な縛りがない中で、県のほうも、例えばよその町で、産業廃棄物とかが混ざったような残土であれば、それは産業廃棄物処理の産廃法で処分できるんですけども、純然たる残土ですと、県でもなかなか難しいというようなお話が、その県に出された条例に対する答えですね。

県議会の説明の中でも、そういうお話がされております。

玉津充議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

ちょっともう1点、一緒にお聞きすればよかったですけども、県のほうは県の所管、法令というのは、他にもあると思うんですけども、これに追記できるような法令とかもないんでしょうか。その点についてお聞きしてましたら、お答えいただきたいと思います。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

県もですね、法律があって条例があって、いろいろとあろうかと思えます。いろいろな条例もあろうかと思えますが、あくまでもそれは法律の下の条例であってですね、なかなか難しい、それからそれによって止めるとか、有効な実行性があるということはですね、なかなか難しいというようなお話は、我々の勉強の中でしております。

玉津充議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

これからもですね、いつまで運び込まれるかもわからない土砂とっていたんですけども、この港湾のほうでは、この申請書の中に、その期間ということも申請をするということで、ちょっと先ほど答弁をいただきましたので、これに関していつまで運ばれるかという、そういうことは把握はできるんでしょうか。

玉津充議長

植地建設課長。

植地俊文建設課長

港湾の使用期間ですね、使用期間というのは、尾鷲建設事務所のほうへ申請時に出されます。それは例えば、例えばというお話がおかしいですけど、使用期間が1カ月、それで最大3カ月まで使用することは、尾鷲建設事務所では可能としておるんですけど、その後、例えば今月までとなっておったのを、更新していくということは可能な状況ですので、この1カ月期間で、こういう使用をしますよ、そやけども、それを何カ月間、続けますとかいうのは記載されてないんです。

それでその都度、更新していきますので、いつまで運ぶのかとか、それはその申請書の中では読み取れることはできない状況なんです。

以上です。

玉津充議長

大西瑞香君。

1 番 大西瑞香議員

いつまで運ばれるかもわからない。どれぐらいまで山積みをされるんか、それもわからないというお答えですので、県のほうにも、やはり港湾について、使用許可を得る時に、もっとですね、やっぱり取り締まりというか、申請、条例に関しても、また追記をできないのかという、そういうことも思いますけども、何かで取り締まりをしていただかないと、もう全然、町のほうとしても対策のしようがない。何かが起こってからでは、からしか対策ができないという、今この状況であります。

いろんな勉強も、これからもまたしていただきまして、今もしていただいていると思いますが、県とも常にやっぱり情報交換をされて、今後も県に対し、土砂に対する取り締まりについて、強く要望もしていただきたいと思います。ちょっとはっきりしないお返事で、なかなか納得のできない答弁しかいただけないわけなんですけれども、一刻も早く住民の不安を、やっぱり少しでも拭い去る結果を望みたいと思います。

また、何か変化がありましたら、進展もありましたら、また情報等の、また議会のほうにも入ればと思います。改めてこれに対しまして、町長のお考え答弁を伺いたいと思います。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず1回目の答弁の時にさせていただいたように、本当にこの残土の問題は注視していくべきではないかと思っております。

ですから、議員おっしゃるようになりますね、開示請求も県のほうへやっていきましてですね、どこから発生したのか、どういう成分なのかというものもいただくようにしますし、ただ、先ほど何度も申し上げるようですが、なかなか法律上、難しい。それに先ほど申し上げたように、廃棄物があえて混入されているとか、そういうことでしたら、いろいろ廃棄物処理法の中で、いろいろ対策もできるんですが、残土、土ということであると、

なかなかそれを法的な規制するものがないもんですから、ただ、我々としてはですね、その積み方の問題、そういった先ほど申し上げたような、土砂流出とかですね、そういったものも十分注視しながらですね、危険性はないか。そういったものを我々役場としては、町としてはやっていきたいと思えますし、県のほうにもですね、この条例に対する答えの中に入っているんですけども、条例が可決されたことにね。

やっぱりそういうものに注視、監督していくというようなことなんで、県のほうも。そちらのほうも県のほうにもお願いしながら、我々町としても、安全なのかということを確認しながらですね、こういう事業を見ていきたいなと思えます。

玉津充議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

これまでこの土砂に関して、いくつかの情報を得れるのは、一部の住民の方だけだったわけですけども、今回この議会でいくつかの情報、県のほうが任意で書類をとっているという、成分分析等の書類をとっているという、そういう情報もこの議会を通じて、お聞きすることはできましたので、また、今後も注視をしていただき、被害のない何か対策を、是非講じられる、進展することを望みまして、1点目の質問を終わらせていただきます。

次の質問に移ります。

2. 危機管理体制について、お伺いいたします。

1. 被災者支援システムの導入について、質問いたします。

被災者支援システムは、阪神・淡路大震災で壊滅的な打撃を受けた、西宮市が被災者の生活再建に向け、膨大な行政事務を効率的に行うため、市の職員より独自に開発されたシステムです。

災害発生時は、何よりも人命救助が優先であります。しかし、その後はきめ細かい被災者支援が求められます。被災者支援システムは、住民基本台帳を基にしたものです。危機管理システムであり、家屋の被害、避難先、罹災証明と言われる被害を受けた内容の証明である、この罹災証明書の発行状況などを一元管理するものです。

速やかな罹災証明書の発行や義援金の給付など、一刻も早く被災者の生活再建を支援する仕組みであり、情報を的確に把握し、迅速な対応が可能になるほか、被災者が何度も申請を行わずに済むなど、負担軽減が期待をされています。当町の現在の導入に向けての状況、取り組みについて、お伺いをいたします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどの答弁で、1点だけ訂正をさせてください。

三重県に条例が出されている、条例を制定してくださいという請願でございます。ちょっと言葉足らずで、尻のほうが、終わりのほうが切れていたんで、ごめんなさい。

それから、被災者支援システムの導入というご質問をいただきました。

このシステムは、阪神・淡路大震災での対応の中で、兵庫県西宮市の職員が開発したシステムでございます。このシステムを導入することにより、被災者の把握や安否確認後の生活再建に必要な手続きなどの行政事務を、効率的に監視することができます。このシステムを活用することで、被災者の氏名、住所等の基本情報に加えまして、住家等を含む被災状況全般を管理、情報共有ができることとなりますが、住民基本台帳などとの連携が必要となり、特に個人情報の漏洩を防ぐためのセキュリティー対策が問題となってまいります。

問題をクリアにするためのサーバー等のハード経費や、各システムとの継続を含むセットアップ経費等の導入費用なども含め、システムの導入には十分な調査研究が必要であると考えております。

しかしながら、災害により被害を受けた被災者の生活再建を迅速に行うためにも、災害後の家屋の被害認定調査や罹災証明の発行など、生活再建を支援するシステムを構築していくことは、重要でございますので、罹災証明の発行についてはですね、総合住民システム更新の請負業者より、提案を受けておりますので検討していきたい。そのように思います。

玉津充議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

今の答弁で、導入に向けて前向きなのか、ちょっとはつきり理解できませんでしたので、もう一度ちょっと答弁をお願いいたします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今のシステムについてはですね、必要なものだと思っております。

ただ、今、私がお話した、職員が開発したシステムについて、それが良いのかどうかということも含めて、他のシステム、今、総合住民システム更新の請負業者から、罹災発行に対してのですね、システム提案も受けておりますので、全てのことを踏まえた上で、1つのシステムにこだわるのではなく、より使いやすいシステムを探して行って、議員がおっしゃるように、システムの構築が必要だということです。

玉津充議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

ありがとうございます。理解できました。

いろんなシステムがありますので、また、状況調査も含めて、検討していただきたいと思います。

東日本大震災からは6年が経ち、平成26年には、国の内閣府において、被災者台帳調査というものが行われ、どれぐらい各市町で、被災者台帳の整備が行われているかという、そういう調査が実施をされました。

市町村の担当者向けに、先進事例集や導入支援の実践報告などの提示がされております。それから、3年余りが過ぎ、当町の導入に向けての進展を期待し、今回の質問をさせていただいたわけですが、このシステムに関しまして、いつぐらいから研究、また、担当課等の勉強もされているのか。平成26年に国からの先進事例等の情報があつてからなのか、ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当のほうから答弁いたさせます。

玉津充議長

水谷危機管理課長。

水谷法夫危機管理課長

システムの検討につきましては、国の通知を受けてから始めておまして、また、本年8月に尾鷲市で開催されました、こちらのほうのシステムを作られました、被災者支援システム研修会には、職員を派遣して、勉強もさせていただいております。

以上です。

玉津充議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

このシステムに関しましては、いくつものデータをまとめた情報の一元化ということで、危機管理だけではなく、それぞれの担当課が、横断的に進めなければいけないシステムであると思います。

この検討会の設置とか、今後のスケジュールについて、お聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

玉津充議長

水谷危機管理課長。

水谷法夫危機管理課長

今のところ、まだ検討会の設置までには至っておりません。また、スケジュールも未定でございます。

玉津充議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

まだ検討会もスケジュールも、まだ決まっていないというお話ですけれども、何時、もう少し積極的に進められる予定なのか、そこら辺は町長どうでしょうか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、今もね、お話させていただいたように、尾鷲市の研修会でもですね、出ております。それと、今、住民システムが変わりますんで、やっぱりそういった連動っていうんですか、連携が必要になってきますんで、議員おっしゃるように、各課がどういうことができるのかということですね、十分検討しなければいけないと思います。

そういう中で、どのシステムが最適なのか、どういうことをやればいいのか、実はですね、今、説明いただいたシステム、結構使いづらいいところもあるそうなんです。ですから、そういうことも含めてですね、より良いシステムを、みんなで勉強しながら、やっていきたいなと思います。はい。

玉津充議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

今、いただいた答弁にも関連してきますけれども、平成26年8月の豪雨による、広島土砂災害や、昨年4月の熊本地震の時には、この被災者支援システムが導入されていたにも関わらず、運用が適切にされなかったという事例も聞いております。いざという時に、十分使えないということではいけませんので、十分な検討、勉強をしていただき、前向きに取り組んでいただきたいと思います。

また、今現在ですね、災害が発生した場合、この罹災証明を発行するには、いくつものデータを突き合わせる必要があると思います。現在どういう台帳データが、この場合必要になってくるのか。

また、そのデータに関して、バックアップもされているのか、その点をお聞きしたいと思います。

玉津充議長

水谷危機管理課長。

水谷法夫危機管理課長

データにつきましては、住民基本台帳のデータ、家屋のデータ等が必要となってまいります。またそのデータにつきましては、業者によって、月に1回、保存のほうをしてございます。

以上です。

玉津充議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

わかりました。

昨年5月でしたか、災害対策基本法も改正になりまして、被災者の援護の基礎となる、被災者台帳を作成することとなり、また、当町も進めているんだと思いますけれども、このシステムは市町村の裁量で、要援護者支援の取り組みと連動させることもできます。災害時、要援護者台帳の利用促進の基になる、この登録促進が重要になってくるわけですが、災害時要援護者台帳の登録状況と、今どのように取り組んでいるのか、この点について、お聞きします。

玉津充議長

水谷危機管理課長。

水谷法夫危機管理課長

災害時の要援護者につきましては、ただいま紀北町では、要援護者支援システムによりまして管理をしております。

また、避難コード、要支援者の名簿につきましては、今は対象者が1,430人ございまして、その内、掲載に同意を得られている方につきましては、732名ございます。

以上です。

玉津充議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

どのように登録推進に取り組んでいるのか、ちょっとその点もお聞きします。

玉津充議長

水谷危機管理課長。

水谷法夫危機管理課長

登録につきましては、文書で2回通知をさせていただきまして、それでも解答のない方につきましては、職員で訪問をして、意思の確認を行ってまいりました。

玉津充議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

わかりました。

これからも、もっと登録促進が進むように、努力をお願いしたいと思います。

この登録情報につきましては、本人同意の下、十分な配慮が必要なわけですが、地域での支援活動や助け合いに、これを役立てるためには、平常時から活用することにより、顔の見える関係をつくっていくことも重要であります。

現在、民生委員による見守りや、防災訓練での要支援者の名簿の活用例というのは、あるのでしょうか。

玉津充議長

水谷危機管理課長。

水谷法夫危機管理課長

こちらのほうの平時の名簿の提供につきましては、法律のほうで名簿情報の提供を受けた方に、守秘義務に類することということでなっておりますので、提供する際は、協定を結んで提供することとしております。

現在、提供につきましては申請のほうはございません。

以上です。

玉津充議長

大西瑞香君。

1 番 大西瑞香議員

この申請がないということは、防災訓練等で自治会から申請があれば協定を結び、自治会との協定も結べる、情報提供もできるということなんでしょうか。

玉津充議長

水谷危機管理課長。

水谷法夫危機管理課長

申請がございましたら、協定を結んで、名簿に同意を得た方の情報を提出させていただきます。

以上です。

玉津充議長

大西瑞香君。

1 番 大西瑞香議員

情報提供があつてからということですがけれども、自治会からも提供してくださいという、そういう申請があればというお話ですがけれども、防災訓練でもっと活用すれば、また、要支援者に関する防災訓練等も進んでいくのではないかと思いますので、これからもこの点について、また積極的に自治会のほうにもお話していただきたいと思いますが、どうですか、ちょっとあれですかね。もう1回、お願いします。

玉津充議長

水谷危機管理課長。

水谷法夫危機管理課長

こちらのほうの名簿につきましては、自主防災会、連絡協議会のほうでは、ご説明はさせていただきます。

玉津充議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

わかりました、ありがとうございます。

この被災者支援システムの導入につきましては、例年、発生する台風や風水害時にも、活用できるシステムであるのではないかと思います。災害の時には、やはり職員の皆さんも、被害者になりながらも、住民の皆さんのために、業務に携わるわけであります。家庭も顧みず、業務に携わる職員さんも、本当に大勢みえると思います。こういう計り知れない作業を、早期に行うためにも、こういう支援システムを、今後、早期に導入していただきたいと思っておりますので、これを通し危機管理体制の強化をよろしくお願いします。

2点目に移りたいと思います。

きほく家族防災会議の日の設定について、住民の命と財産を守るため、日頃から地域の防災力向上、家族の防災意識を高めるため、きほく家族防災会議の日の設定を提案いたしたいと思えます。

紀北町の町民は、一つひとつの家族の集まりです。家族で災害に備え、意識を高めることは、被害の軽減、家族のつながりを深めることになると思います。

毎月の第2日曜など、毎月日にちを設定し、話し合うためのチェックシートも町で用意していただき、いざというときに備え、準備できるような内容、例えば屋内の安全確保、家具の固定、備蓄品の確認などをチェックし、防災意識を高めてはどうかと思います。

町長の答弁をお願いします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

きほく家族防災会議の日の設定についてでございます。

地震や津波からの被害を最小限に食い止めるためには、家族で対策を話し合っていたくことは、大変重要なことだと、私も考えておりますので、全戸配布をいたしました、防災マップにおいてもですね、家族での防災会議、これを呼びかけているところでございます。

常日頃より家族で、避難場所や避難経路、災害時の連絡方法や非常用持ち出し品や、置き場所など話し合っていたきたいと考えております。

特に避難経路につきましては、地盤高、避難所及び避難路を掲載いたしました、津波避

難マップや、津波浸水深や浸水深30cmの津波到達予測時間などを掲載いたしました、津波ハザードマップで確認していただき、家屋の倒壊などを考慮し、複数の避難経路を話し合っていたいただきたいということでございますので、家族で話し合うということは、大変重要なことだと認識しております。

玉津充議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

どうぞ家族で、積極的に防災を話し合ってくださいと言って、さてどれぐらいの方が、話し合いをされているのでしょうか。そういうことも考えて、このきほく家族防災会議の日を設定してはどうでしょうかという提案をさせていただいているわけであります。

ちょっと答弁漏れだと思っておりますので、お答えいただきたいと思っております。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

現在ね、今日、ご提案いただいたんですが、日の設定というものは、今までも考えておりません。それが事実でございます。ただですね、重要性は十分わかっておりますので、啓発はしていきたいなと思っております。

玉津充議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

自助、公助、共助とありますけれども、自助の自分の身は、自分で守れる人というのは、共助の助ける側にもなると思っております。そういう点で、やはり一人ひとりの自助、家族で防災会議を持ち、行う、考えるということは、非常に大変重要なことであると思っておりますので、今後もこれに対しまして、前向きにちょっとまた検討し、考えていただきたいと思っております。

ちょっともう一度、最後に答弁をお願いいたします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるようになりますね、津波てんでんこという言葉もございます。これは家族を信じて、家族とそういう話し合いをしているからこそ、言える言葉だと思っております。

ですから、そういう家族同士の話し合いが、大変重要なことですので、そのことについては啓発をしていきたいと思いますが、今、今日ご提案いただいて、今ですね、どうするかというご返事は、差し控えたいと、そのように思います。

玉津充議長

大西瑞香君。もう1項目、残っていますので、お忘れないように。

1番 大西瑞香議員

では、どうぞこれからも、こういう提案をしたということを、ちょっと頭に置いていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次の質問に移ります。

3. 成年後見制度について、成年後見制度は、認知症や知的障がいなどで、判断能力が不十分となった人を、本人や家庭裁判所が選んだ、親族や第三者が後見人となり、権利を保護します。

1. 成年後見制度の利用促進について。認知症の高齢者が増加し、この権利を守る成年後見制度の重要性が高まり、利用促進に関する法律が、昨年5月に施行されました。本人宛ての郵便物の開封や、家裁の許可を得て、火葬や埋葬の手続きなどを、後見人ができるようになりました。

大都市とは違い、この後見人制度を利用する方も、少ないかとは思いますが、当町における利用相談先、相談件数、利用実績、周知、啓発について、お聞きいたします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

成年後見制度について、お答えをさせていただきます。

まず、成年後見制度でございますが、本制度は、認知症の方、知的障がいの方、精神障がいの方など、判断能力の不十分な方々の日常生活を支援し、権利を擁護するための重要な制度であると認識をいたしております。

その中でも、成年後見制度の利用支援事業につきましては、認知症などの理由で、判断能力の不十分な方々を保護するため、財産の管理や介護サービス等の契約を支援するものでございます。

町の取り組み状況につきましては、相談件数は3年間で6件の相談を受けております。ひとり暮らしで認知症等によりまして、財産管理が難しくなる方で、家族との関係も疎遠

な状態の方などに対しまして、老人福祉法第32条等に基づきまして、町長による家庭裁判所への申し立てを行っているところでございます。

この町長の申立て件数は、この3年間で3件となっております。成年後見制度の全体的な件数につきましては、弁護士などからの申し立てもございまして、把握はできておりません。利用促進につきましては、成年後見制度の周知などによりまして、成年後見制度の利用に向けた環境を醸成していくことで、制度の定着を進めていきたい、そのように考えているところでございます。

玉津充議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

当町の利用支援事業の、町長の申し立ても3件あったということで、昨年も補助金といえますか、当町の予算もあがっていたと思います。この利用件数には、生活保護世帯も含まれるのでしょうか。利用実績ではなくて、利用される方に、生活保護世帯も含まれるのでしょうか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

助成対象者ということで、ちょっとご説明をさせていただきます。

これ3つの条件の全てが該当された方が、助成対象者となります。町内に住所を有する者で、介護保険サービス、または障害福祉サービス等を利用しようとする、重度の認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者、それから生活保護受給者。助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる者で、前年の収入額と預貯金の合計が150万円以下である者となっております。

玉津充議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

もう今、やはり高齢者の認知症の方も増え、また知的障がいの方も、今後、自分自身で生活をしていくわけです。今後もこの制度については、増加していくんではないかと思われれますけれども、具体的な周知啓発について、もう1点お聞きしたいと思います。

尾上壽一町長

議長、担当のほうで。

玉津充議長

中村福祉保健課長。

中村吉伸福祉保健課長

PRのほうにつきましては、制度の普及利用のほうにつきましては、制度の普及利用は、まだ十分と言えない状況にありますが、今後とも制度の周知につきましては、広報、ケーブルテレビなどを通じまして、親族や民生委員のほか、ケアマネジャー等の福祉関係職員への普及利用を努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

玉津充議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

わかりました。

この社協の事業の中にですね、日常生活支援事業という取り組みがあります。この日常生活支援事業も、成年後見制度の対象者と同じように、認知高齢者や知的障がいなどの方の金銭管理などをお手伝いするサービスもありますが、この成年後見制度と日常生活支援事業との違いですね、社協の日常生活支援事業というのは、行政との連携がしやすいということですが、この違いと、社協の法人後見の利用等について、お聞きしたいと思います。

この2点についてお願いします。

玉津充議長

中村福祉保健課長。

中村吉伸福祉保健課長

成年後見制度との違いのほうにつきましては、日常生活自立支援事業と成年後見制度では、本人のためにできることの範囲が異なります。成年後見制度は本人のため、身辺看護や財産管理を行うものであり、日常自立支援事業を契約や継続するための判断能力がない場合には、成年後見制度の利用となります。

また、利用件数のほうにつきましては、平成29年9月1日で、21名になります。

以上でございます。

玉津充議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

社協のほうの、法人後見利用が21名ということですね。

わかりました。この制度につきましても、今後、高齢化社会、今一番、当町も42%という高齢化率でありますけれども、今がピークである状況かも知れませんが、これからもこういう取り組みについても、是非、周知・啓発をしていただき、高齢の方、またいろいろな方、知的障がいの方、多くの住民が過ごしやすい、安心して暮らせる当町であるように、期待し、またお願いし、私の質問を終わらせていただきます。

玉津充議長

これで、大西瑞香君の質問を終わります。

玉津充議長

ここで暫時休憩とします。午後1時まで休憩とします。

(午前 11時 42分)

奥村仁副議長

議長が所用のため、地方自治法第106条第1項の規定に基づき、議長に代わりまして、私が議長の職務を行います。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

奥村仁副議長

次に、15番 中津畑正量君の発言を許します。

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

議長の許可を得まして、一般質問を行います。

2点を通告してありますので、順番に質問をしていきます。

先般、資源エネルギー庁の説明会ということで、原発から出る高レベル放射性廃棄物処分場について、質問をいたします。

1つ目には、国は高レベル放射性廃棄物処理場の建設場所を探して、三重県内でも全市町を対象に、最近、3回目の会議が行われたと聞いておりますが、何時どこでどのような会議の内容だったのか。また会議に参加しなかった市町も、かなりあるようでございますけれども、教えてください。

既に皆さん方の手元にも、資料として参加した議長のほうから、町長に届いているのが、その資料でございます。

1つ町長の答弁をお願いいたします。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、高レベル放射性廃棄物処分場についての質問に、お答えをいたします。

まず高レベル放射性廃棄物処分の会議についてでございますが、去る6月5日、津商工会議で高レベル放射性廃棄物の最終処分についての、自治体説明会が開催されました。

この説明会は、経済産業省・資源エネルギー庁からの案内があったもので、高レベル放射性廃棄物の最終処分問題を含む、エネルギー政策全般についての情報の提供を目的として、開催されたものでございます。

その内容は、福島第1原子力発電所事故対策、長期エネルギー需給見通し、原子力・核燃料サイクル、高レベル放射性廃棄物の最終処分について、説明がありました。なお、説明会への他市町からの参加の有無につきましては、参加者名簿等は配布されておりませんので、私からはお答えできませんので、ご理解を願います。

以上です。

奥村仁副議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

今の町長の答弁によりますと、この主催したのは資源エネルギー庁、国の機関でございますね。こういう場所に、例えば来てくださいということで、市町には届いたと思うんですが、実際にはですね、半分も来てなかったということも、聞いておりますけれども、こちら辺についてはですね、やっぱり原発反対を言っている町長のほうが、こういうところ

に職員を出張させたということは、どういう中身かわからないということで、聞いてこいということでしたんでしょうかね。

そこら辺のとこだけ1つ聞いておきます。行かなくても行っても、どっちでもいいんだということの会議だったのかどうか。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ご案内をいただいてですね、これから国の重要な施策に関わることでございますので、職員には勉強してこいということでございます。

奥村仁副議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

私の質問は、この行ってきた説明会の報告書に基づいて、ちょっと町長のお考えを聞いておきたいと思います。

何故なら、これは廃棄物がどんどん、どんどん増えていくんですね、ごみが。既に全部が止まっているんだったら、当然、何とか研究をしてでもということもありましょう。この説明の中にも、少しありましたけど、そういうこともあり得るんです。しかし、これから再稼働もどんどんしていくという方向がある、この一つひとつがね、本当にこれからどんどんごみも増えていく、そういう中で、こういう最終処分場を模索しとるという説明を、いくらされても、私はちょっとわかりません。

何故なら、なんにもこれからは増えないけれど、これは手に負えない、核のごみだということを見ると、これは絶対許してはならないと、私は思うんです。しかし、私も今までできとるごみだけは、何とか研究をして、やってもらいたいし、やっていかななくてはならないとは私は思っています。

そういう感覚で、こういう問題を考える時には、ここの中にも、2番の中にも言っておりますけれども、1番では福島第1の原発事故が、本当にこれは大変なもんだということの認識が、国民の中にも大きく広がり、今でも6割以上の方が、この原発についてはだめだというような、アンケートも出ております。声が出ております。

そういうことを考えると、これから再稼働しないで、ごみを増やさないで、この処理を何とか頑張って、研究していくんだということがあればいいんですけど、1つもそういう

今までの過去の中でも、例えば言葉に出すと、トイレのないマンションだと言われた言葉もありますけれど、本当にこのごみを、きちっと何とか加工できて、研究をして、そのごみを消していく。

今のこの説明では、例えば地下300mに、フィンランドのほうでもやっておるそうですが、実際には起き上がってきた、地形の変更で起こってきた。それは地球上の破滅だということになるんですが、そういうことも考えると、この再稼働について、どんどん膨れ上がっていくごみについては、何とかこれからは増やさない。例えばですよ、例えばじゃなくて、現実には国民の人の声についても、この原発のごみは、とんでも、手の届かない、どうしようもないごみなんだと。

しかし、このエネルギーミックスについての、2番目にも書いてありますが、原子力はメリットが多いんやと。安全性が最大の課題やと認めているんですね。しかしながら、こういうものをどんどん埋めて、埋めるところを探しているんだということは、実際には、こういうものを、どうしても処分しなくてはならないという思い。また、しかし安全性が最大の課題で、大変危険なもんだと、私は聞こえてまいります。

そういう説明をしながら、この処分を、みんなにわかってもらいたいというか、つくってくれとは言っていないですけども、そこら辺はやっぱりはっきりと声を出すためにも、そうやってして参加されなかった市町もあるだろうなど、私はそう受け止めましたが、町長そこら辺は、そんなことは考えなかったですか。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

質問の趣旨が、ちょっとわかりにくいのも事実です。

ただね、今、再稼働や原発を、これ以上、増やすということと、今も動いていて、それをもし廃炉にしても、そのごみについてはですね、ごみというとおかしいのかな。使用済み燃料等のですね、処分は行わなければいけないわけですよ。

だから、そのことについて、国は国策の中で、そういうことを考えているのではないかと思います。そして、我々も今、中津畑議員がこれを見られてですね、いろいろ詳しく勉強されているみたいです。だから、我々もこれらのことについて、勉強をまずはしなければいけない、そのような思いでございます。

奥村仁副議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

国民の人がいろいろ思われて、原発はやっぱり危ないということの、いろんな話が聞かれますが、それよりも原子力規制委員会、2ページ目の原子力委員会により、世界で最も厳しい水準の基準に適合すると認められた場合、再稼働をすることとしていると。安全規制委員会が、原子力規制委員会が、この再稼働の、する、せんということは、ここへかっつけている。

しかし、国民としては、やっぱりこういう処理のできないごみを、放射能のごみを、どうしても無くしていく、少なくしていく、その研究が、私も随分前から原発、また広島原爆等を見ますと、そういう大変なものを、なぜ研究もしないで、ここまで来ているんだと。これからもする気がなくて、地下へ落とすんだという、ほかすんだという、そういうことでは、本当に、それは将来、私どもは生きていないですけれども、子々孫々まで、やっぱり安全な地球にしていかななくてはならない。

これは世界共通の問題ですけれど、特に日本の中でも、総理のほうが外国まで、原発を売りに行っておる。過去、ちょっと前の話ですが、そういうようなことまでしながら、どんどん原発を増やしていったんでは、このごみがどんどん、どんどん増えていく。その認識は同じにできますかね、町長。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これもよくわからん中でね、国のエネルギー政策の中で、そういうふうにされてきたんで、認識がと言われてもですね、じゃあどっかの、中津畑さんおっしゃるのは、そのね、処理をまず先考えて、原発するべきやっつやないかというような議論だと思うんですけど、今現実のところを見れば、稼働していて、使用済み燃料、プールなんか保管されているものを、どうにかしなきゃならない。

それで、核燃料サイクルですと、もんじゅとか、いろいろな話も出ました。だから、国もそういういろいろな考え方をしているんでしょうけれど、最終的にそういう核燃料の廃棄物が出ると。

だから、それをどう処分しましょうというお話だと思いますんで、はっきり言って、地方自治体レベルではなしに、国の国策の問題なんで、そこはご理解いただきたいなと思

ます。

奥村仁副議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

町長、原発をやっぱり反対だという、ご答弁を過去にもいただきました。

だから、そのごみが、やっぱり地球上にあっては、人間にも動物にも、大きな被害が起ると。そこで地下300mに入れるのが、一番いいんじゃないかというような、その説明があったと。この説明会の中でね。

そうしたら、当然それはだめだと、やっぱりきちっと科学者が寄って、この放射能をどうして消していくのか、中和していくのか、そういうことで研究をして、初めて一歩でも二歩でも進めるし、進むべきだと、私も思っております。全部、否定しているわけではございません。

しかし、悪いものを悪いという原発そのものが、福島でも、あの事故がまだまだ水に浸かっているところ辺は、ロボットを入れても、なかなか手を着けられない状況にあります。それらを本当にごみとして、集められても、地下に入れなければならないので、どうしてもこれははっきり意思表示をしてかないと、大変なことになるんじゃないかと、私は思っております。

地下へというても、この紀北町の地下へ入れるものではありません。この新聞等を見ましても、一斉に出されたのは、三重でも輸送面でも好ましい、船が使える、最終処分場を受け入れないというのは、知事の姿勢です。

そういう意味でいくと、これに出る、出やんは別にしても、実際に考え方としては、これらを受け入れないというのは、そういうはっきりした姿勢は示すことができますか。町長にお聞きします。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

はい、議員、これはね、今もしたように、廃棄物処理というのは、どっかでどのような形かで、やらなきゃいけないですよ。それは議員もご存知だと思いますが、私の考えとして、お話しさせていただきます。この受け入れ等についてですね。

ふるさとの自然や住民の皆さんの安全・安心、安定をした健やかな暮らしをですね、私

は守る、最優先すべきだと思っているので、それらの施設を受け入れる考えはございません。

奥村仁副議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

それでは、この質問を最後にしたいとは思いますが、実際にですね、こういうマップも作って、こう説明しましたと。実際にどっかに処理する、地下へ、選定するんだということは、かなり濃厚な格好で、これはいろいろ説明会、全国でされとるんですね。これは絶対受け入れないということで、町長その確認だけは、よろしいですか、そういう町長の考え方であるということで、私もそれは思っておるのですが、町長の考え方を聞いておきます。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、受け入れる、今の段階ね、気はありません。ただね、勉強会の話も先に言っておきます。また行った時に言われると、おかしいなと言われる。ここにね、原発なくせ三重県民会議から来たアンケート表がございます。

そこにもですね、高レベル放射性廃棄物の処分については、原発に賛成であれ、反対であれ、真剣で科学的検討と地域住民の合意が必要とあります。

我々もですね、これをしっかりと地層処分も勉強する。核燃料サイクルのことも、あれば勉強する。そういうことの、まるっきり情報ない中で、いろいろ議論はできませんので、勉強はこれからも行かせますので、そこは理解していただきたいと、そのように思います。

奥村仁副議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

二面性というか、仮面ではない、そういう意味ではないんですよ。しかし、この再稼働をどんどん広げて、どんどん核のごみが出る。それを端に置いておいて、今あるのは、それも研究して、やっぱりなんか処理をせないかんのやと。そのことはわかるんですけど、どんどん増えるんやったら、どんだんどうにか増えてしもたら、本当に人間の住めない、動物の住めない、地球になってしまう、日本になってしまうということが、私はそのこ

とを言うとするんですけどね。

これは実際に、ごみをきちっと処理をしていく。しかし、今までのごみは、きちっとできるけど、これからはそんな増えるような施設は造らない、原発なんかは造らない、再稼働しないというような、それがやっぱり一番合意を得ると思うんですが、私もそう思っておるんですが、実際そういう片手落ちなというか、どちらも引っついておるんですね。引っついておるといふか、片一方はごみが出る。片一方は今まできとるのはせんなん。処理をせんなん。そこの気持ちは、十分わかると思うんですがね、町長。わかりませんか。それ答えだけ。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的にですね、原発があるのも事実、放射性廃棄物があるのも事実、それで国が国策で進めてきたのも事実なんです。ですから、国としてそういった再利用なのか、地層処分なのか、そういったこともしっかりしていただきたいと思いますし、再稼働等についてもね、その立地市町村、それから県、国、そういったものの方のご判断になりますので、私は以前も申し上げたように、この地に原発はいらないということで、反対運動をさせていただいたんで、しかし、建ったところというのは、皆が地域で、県が建てましょうということで、建ったわけですよ。

ですから、そこはそこの意思があるかと思えます。ですから、我々みたいな、ないところが、その議論まで踏み込むのは、いかがかなと思えます。

奥村仁副議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

簡潔に、ちょっと申し上げておきます。

この3年間を見ても、省エネの器具がどんどん伸びてですね、原発がなかったも、エネルギーとしてはできますよというのが、国もよく知っていると思えます。私どももそういうあれも出ています。

しかし、この原発の事故によって、福島原発の事故によって、国中といふか、他の外国のところでも、ドイツやスイス、台湾、韓国など、原発をなくしていこうということで、事故になったら大変やということで、この撤退を決めております。そういう感じで、やっ

ぱりこれからも日本は進まない、これは大変なことになるなという思いがあって、質問をいたしました。

町長もそこら辺は、今までの原発に対する考え方も、同じなんです、その処理の仕方、それだけを考えて、再稼働も何もものを言わなんだらだめだよということで、警鐘を鳴らしているつもりで、そういうことで、1番目を終わっていきます。

2つ目にですね、建設発生土、または管理土等について、質問をいたします。

前者もちょっとこれについては、質問をされておりました。私はもう少し突っ込んで、住民の声として、こういうことが出ております。

町内に持ち込まれる、建設残土が、町民は本当に大丈夫なのかということで、一番多く聞かされております。現在、国交省、県の委託業者、民間業者、何箇所かということも、先ほど聞かせていただいたので、答えはいりません。

しかし、町民に聞かれるのは、あの土石が、盛土が、野積みという格好になりますが、あちらこちらで、いつ崩れるんかわからんということで、心配されております。2、3カ所をちょっと言いますが、加田地区の一石峠の古道へ続く道、あれは町道の道からすぐ立ち上がって、積み上げております。あれは、大雨が降った時には、当然崩れるだろうという思いがあります、大変危険な状態。

また、今でも相当、道も傷んでおりますが、そういう意味で、この古道の行く道すら、本当に危ない状況。そこら辺は、やっぱり業者とも話をするべきではないかと。また、片上地区には、完成しているんかどうかわかりませんが、黒い筒がちょっと埋けてありますが、あれは何だと、ガス抜きかとか、いろいろ言われるけど、私のほうでもわかりません。

ちょっとわかっていたら、課長のほうでも結構です。説明をお願いしたいと思います。

全てちょっとここで、一通り聞いておきますが、私の住む三浦地区では、6,000㎡あるんですが、あそこの地域は人家も多く、生活不安が多く私も聞かされます。三浦鹿焼地区の建設発生土は、どれだけ入るのか。また、いつ頃、完成するのか。それすらもわからない状況で、住民が不安になっております。

また漁業の人たちも、役員の方にも、私にも電話がかかり、責任者にもちょっと話をしたんですが、なかなか会えなんだということで、県への情報開示を入れました。その中には、例えばあの土は、三浦に入る土は、東京都千代田区九段、東京都千代田区大手町、神奈川県横浜戸塚区、ここら辺から運んでくるんだということで、勿論、成分表も含めて、

開示を県がやりました。

しかし、この問題は県に、町長もよく知っておられるように、県議会の中で、NPOが請願を出しまして、2年前に採択をされております。その中身を知っておられるか。町だけですぐできるかというもんじゃないとは思いますが、しかし、それをするためには、県外からの土をどうだということで、請願には書いております。

ちょっと知っていたら、町長その答えを、見た感じを、ここでちょっと披露していただけないか。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

建設発生土について、お答えをさせていただきます。

1番についてはですね、もう前者に答えたでいいということなんで、2のほうから、答えさせていただきます。

土砂は安全なのか等についてでございますが、国交省、三重県につきましては、発注者が適切に管理していると伺っております。民間業者の土砂につきましては、長島港、尾鷲港の港湾施設に荷揚げされた、土砂と思われますが、尾鷲建設事務所では、使用者に対し港湾施設の使用を許可するにあたり、特記事項として、発生元情報、土壌等成分分析表などの提出を求めておまして、荷揚げされる土砂については、土壌環境基準に適合していると伺っております。

一石峠のところでございますが、この土地についてもですね、私有地に民間業者が置いている土砂でございますが、規制するものが難しいものがございます。しかしながら、今、議員がおっしゃったように、道路や河川などへ土砂が流出した場合は、管理者が当該地権者、搬入業者に指導することは可能であると、そのように思っております。

それから、片上地区の盛土のことについてでございますが、この事業は、農地の嵩上げなどを行う、土地改良として行われているところでございます。農地の嵩上げを行う土地改良は、農業委員会の承認が必要でございますので、この事業についても、その手続きがなされております。

その土地改良の申請書によりますと、工事完成の時期は、30年10月となっております。

続きまして、中央の黒いパイプの役割についてでございますが、このパイプは直系1mの合成樹脂製のものでございまして、上流からの排水を処理する、暗渠排水に接続してい

るパイプとのことでございます。

現在は、地盤面から少し出ている状態でございますが、その上部構造について、今後、事業者と協議していきたいと、お聞きしていきたい、そのように思っております。

続きまして、三浦の鹿焼地区のことでございますが、これも私有地に民間業者が置いていることから、町として把握する状況が難しいところでございます。

町といたしましては、港湾施設に荷揚げしている土砂に関し、種類、数量などを県を通じて把握するように努めております。県に開示請求を行い、発生する土砂の工事名、工事場所、発注者、発生土量などが記載された、土砂等発生元証明書、土壤環境基準に適合していることを証明する土壤成分分析表でございまして、これらは議員がいただいた開示請求と内容は同じだと思っております。

なお、県への開示請求につきましては、3カ月ごとに請求する予定でございます。町内に持ち込まれる残土の問題については、特に注視していくべき事案であると思っております。

また県のですね、請願の内容なんですけど、要旨としては、三重県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例、通常、残土条例を制定するよう求めるという要旨でございます。

理由につきましては、土地造成や農耕地への客土などの名目で、ここがあれなんですけどもね、廃棄物混じりの建設残土が使用され、周辺の水質汚染や環境汚染が懸念される事態が伊賀市などで起きている。建設残土は、廃棄物処理法の適用がないため、これを規制する法律がない。千葉県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例をはじめ、岐阜県埋立て等の規制に関する条例など、17を超える県では、残土条例を制定して、土砂の崩壊防止や有害物質に関する土壤分析、許可制などによる規制をかけているので、三重県でも、発生場所もわからないような県外、発生残土の持ち込みと埋立てを規制できるよう、残土条例を制定して、県民の生活環境を保全するように求めるというものでございました。

奥村仁副議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

今の町長の答弁では、NPOが出した請願の中身としてはですね、これをこういう趣旨で出された。災害発生の防止に関する条例、こういうのを制定するよう求めると。理由

の中身的にはですね、残土条例を制定して、土砂の崩壊防止や有害物質に関する土壌分析、許可制などによる規制をかけているので、三重県でも発生場所もわからないような、県外発生残土の持ち込みと埋立てを規制できるよう、残土条例を制定して、求めているんですね。

町長も先ほどちょっと触れましたけど、こういう意味ではね、これはやっぱりもっと積極的に前に出てですね、県の問題、公開条例に基づく、なんでこの紀北町だけ多いのか、わかりませんが、それはいろいろ運搬の関係もあるんでしょうけど、そういうやつを一つひとつやっぱり調べていくということで、考えておられますか。町長のほうで。町のほうで、調べることは難しいとは思いますが。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

情報等はですね、県にもしっかり聴き取りを行いながらですね、行っておりますので、県からいただける情報は、全て取りにいつているところでございます。

奥村仁副議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

ということは、ここのことは県も、全て知っているということで、よろしいんですか。

例えばですね、こういうふうにして、残土が積まれている。非常に状態が悪いので、崩れるかも、先ほどもちょっと触れられましたけど、集中豪雨とか、今の集中豪雨はまともじゃないから、あの高さを見ると、相当やっぱり崩れてしまうんじゃないかと。そういうところは、あっちゃこっちゃあるんですね。その6つあるところで。

そういう意味で、やっぱりそこら辺は、きちっとして、条例のことも含めてですね、やっぱりちょっと前向いて話していかんと、なかなか遅れてしまう。遅れてしまうということは、事故が起こってからでは遅いという意味なんですけど、そういうことで、やっぱり動いていかないと、この問題はですね、なかなか生活が守りにくい。

近くに住む人は特にそうですけど、遠いから関係ないということではないしね、そういう点で、町長そこら辺の県との関係、もちろん事業者にも話をするのはいいことです。そういう意味で、これからの動き、町としても、県と県条例のこの検討も含めて、私どもも共産党の県議もおられますんで、ちょうど担当部局ですもんで、まあまあいろいろ情報

を入れたり、聞いたりやっているんですが、なかなか本当に大変な状況には違いないんです。

やっぱり実施町が、やっぱり動いたらね、結構動き出すんじゃないんやろかという感じも、期待しとるんですがね。町長の答弁をいただきます。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるように、我々もですね、これを注視し続けているところでございまして、県にも尾鷲のみならず、本庁のほうもですね、お伺いして、そういうお話をしているというお話は、以前にさせていただきたいと思っておりますので、これからもですね、そういう異常な形態等にならないようにですね、もしそういうことがあれば、県のほうにも、お話ししていきたい。住民の声も届けていきたいなと思っております。

奥村仁副議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

ネットなんか見ると、実際にはね、2年前は、17の県、市町で、県だけだったかな。こういう条例をつくったと。そやけど、今ではね、たくさん300近いところで、条例や要綱をつくってですね、対応している。そうせざるを得ないような状況にはなっているんだと思います。この数から見ると、要綱なんかも、一つひとつはどんなもんかと、全然違うもんもあるかもわかりませんが、こういうふうにして、条例をつくったり、要綱をつくったりして、住民が安心して生活できるようにされているのが現実ですね。

そういうところ辺も含めてですね、これから県に対する、相談や申し入れや、いろんな格好があるかと思うんですが、ないといっても、紀北町では町民の人の生活、24時間生活しているんですから、そういう意味でも、ダンプが走っても、気をつけてほしいとか、旗振りさんもおってほしいとか、細かいところもいろいろ聞かされております。

そういう点では、これから私のほうも、担当のほうにも話をして、そこら辺の対応は、やっぱりちゃんとやってくれということで、申し入れも、それぐらいやったら出るだろうと、規制ではないですから、そういう点で、この残土における問題は、一番の決め手は条例だと、条例がないと、なかなかNPOの請願なんかは、やっぱり外から持ってくるのはだめですよというのが、結構ちょこちょこあるようですね。

そこら辺まで私も調べてないんで、これからもこういう調べもしながら、対応していただきたい、そのことを要望いたしまして、少し時間が残りましたけれど、私のほうの質問を終わります。

町長の気持ちだけお聞かせください。

奥村仁副議長

尾上町長。

尾上壽一町長

住民の皆さんのですね、安全・安心を守るために、議員もおっしゃったように、県とも連携をとりながら、また必要があれば業者にもお願いをしたりですね、そういったこともしながら、注視していきたいと、そのように思います。

奥村仁副議長

これで、中津畑正量君の質問を終わります。

なお、原隆伸君ほか2名の質問者については、13日の本会議の日程といたします。

奥村仁副議長

本日はこれで散会いたします。

(午後 1時 38分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成29年11月30日

紀北町議会議長 玉津 充

紀北町議会副議長 奥村 仁

紀北町議会議員 家崎仁行

紀北町議会議員 奥村武生